

# 青森県報

第二千六十一号

平成十四年八月十六日(金曜日)

平成十四年八月十六日

青森県知事 木 村 守 男

## 目 次

身体障害者福祉法による医師の指定……………(障害福祉課) ……一  
特定第三号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(団体経営課) ……二

### 出先機関

土地改良区の役員の就任及び退任……………(農上北地) ……二  
右 同……………(農林水産所) ……三  
土地改良事業の工事の完了……………(同) ……三  
右 同……………(同) ……五

### 公安委員会

型式の検定適合遊技機……………(生活安全課) ……六

## 告 示

青森県告示第三百九十三号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則(昭和六十二年三月青森県規則第二十六号)第五条の規定により告示する。

氏 名	勤務する病院等	所在地	診療科目	指定年月日
間宮 和久	弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町五三	眼科(視覚障害)	平成十四年八月十一日
佐藤 元哉	"	青森市東造道二丁目一の一	"	"
原 信哉	青森県立中央病院	"	"	"
秋田 二朗	弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町五三	耳鼻咽喉科(聴覚・平衡機能障害、音声・言語機能障害)	"
藤原 美秋	八戸市立市民病院	八戸市大字田向字毘沙門平一	"	"
佐々木和広	弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町五三	整形外科(肢体不自由)	"
菊池 文孝	八戸市立市民病院	八戸市大字田向字毘沙門平一	循環器科(心臓機能障害)	"
棟方 護	弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町五三	第一外科(心臓機能障害)	"

出 先 機 関

発起人の住所及び氏名(名称) 三沢市港町二丁目一五の二 三沢市港町二丁目一六 種市 徳蔵 馬場 騎一	区 域 三沢区域	区 分 小型定置漁業と内水面以外の水 面において十以 上を深さ七メ ートル以上とし て水中に設置し ますとする漁 業(以下「さけ ます定置漁業」 とす)を併せ 営む漁業
--	-------------	--

青森県知事 木 村 守 男

平成十四年八月十六日

青森県告示第三百九十四号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条の二第三項の規定によ  
 り次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第三号漁業者の同意が同項に規定  
 する要件に適合すると認められたので、同条第六項において準用する同法第百五条の二第  
 四項の規定により公示する。

川嶋 啓明	三沢市立三沢 病院	三沢市中央町四丁目 一〇	外科 (直腸機能障 害、小腸機能 障害)	第二内科 (じん臓機能 障害)	害)
中村 雍志	十和田市立中 央病院	十和田市西十二番町 一四の八	"	"	"
中村 典雄	"	"	"	"	"

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、坪  
 土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項  
 の規定により公告する。

平成十四年八月十六日

上北地方農林水産事務所長 田 中 正 之

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理事	坪 倉光	上北郡天間林村大字天間館字上川原 三三二	平成十四年八月一日就任
"	坪 幸一	"	"
"	坪 利雄	"	"
"	坪 竹千代	"	"
"	坪 次男	"	"
"	鳴海 長助	"	"
"	原子 義吉	"	"
監事	坪 勝康	"	"
"	坪 岩男	"	"
"	坪 利悦	"	"
理事	坪 倉光	"	十四年三月三退任
"	坪 幸一	"	"
"	坪 仁三郎	"	"
"	坪 利雄	"	"

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、北三沢土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十四年八月十六日

上北地方農林水産事務所長 田 中 正 之

土地改良区の役員就任及び退任

坪 利悦	坪 岩男	監 事 坪 勝康	坪 竹千代	鳴海 長助	原子 義男
三八の二	八一	二四の二四	三九の一	二六の二〇	五の二
"	"	"	"	"	"
"	字前川原	字後平一	字前川原	字後平一	字上平五
"	"	"	"	"	"

沼田 石	沼田 年幸	小向 國政	織笠 正勝	中村 廣光	久保 忠美	沼田 勝美	理事 松館 吉美
八五	"	"	"	六	"	"	三沢市塩釜一丁目二〇四
谷地頭二丁目六七八の一	大字天ヶ森字天ヶ森一三の三	織笠二丁目一五〇	高野沢一丁目一四六九の一	" 二丁目一〇一の一〇〇	六川目三丁目一四五の二六一	朝日二丁目四八六の一	朝日二丁目四八六の一
"	"	"	"	"	"	"	平成十四年七月三就任

坂上 勝行	坂田 正彦	三田 節夫	立崎 孝夫	柿本 剛	宮古 義美	田中 正孝	馬場 信保	織笠 正人	田中 清吉	松館 吉美	赤沼 利幸	宮古 義美	三田 節夫	沼田 石	久保 忠美	新堂 鉄男	二羽 石松	立崎 義郎	田中 正孝	西館 武義	沼田 勝美	袴田 清美	織笠 正勝	馬場 信保	小向 國政	田中 清吉	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	五八	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
塩釜四丁目四七の六	谷地頭四丁目二九八の七九	六川目六丁目三三の七	塩釜四丁目四七の五	越下一丁目一〇二三	織笠四丁目二六五七	" 二丁目二五八七の一	根井一丁目九八の九	織笠二丁目二六一の二	塩釜三丁目一四五の二二九	" 一丁目二〇四	富崎二丁目四二六三	織笠四丁目二六五七	六川目六丁目三三の七	谷地頭二丁目六七八の一	六川目三丁目一四五の二六一	谷地頭三丁目五五の一	大字天ヶ森字天ヶ森一三の三	塩釜一丁目二二五	織笠二丁目二五八七の一	六川目六丁目一〇八四の二三	朝日一丁目四八六の一	塩釜四丁目四八の二三	高野沢一丁目一四六九の一	根井一丁目九八の九	織笠二丁目一五〇	塩釜三丁目一四五の二二九	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	一四・七二退任	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、土地改良事業の工事の完了

次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第一項の規定により公告する。

平成十四年八月十六日

上北地方農林水産事務所長 田 中 正 之

土地改良事業の名称	事業を行う者	工事完了年月日
十年災農業用施設災害復旧事業三六一〇七	十和田市	平成三・七二
三六一二七六	"	"
三六一三〇五	"	三・一〇・二
十三年災農地災害復旧事業 三七一	三 沢 市	一四・五・三〇
十三年災農業用施設災害復旧事業 三七二〇一	"	三・五・二九
三七二〇二	"	三・八・四
三七二〇一	七 戸 町	一四・七・九
三七二〇二	"	一四・六・三
三七二〇三	"	一四・七・九
三七二〇四	"	一四・六・三
三七二〇五	"	"
三七二〇六	"	一四・七・二九
三七二〇七	"	"
三七二〇八	"	"

三九一〇九	"	"
三九一一〇	"	"
三九一一一	"	"
三九一二二	"	"
三九一二三	"	"
三九一二四	"	"
三九一二五	"	"
三九一二六	"	"
四五一	東 北 町	一四・五・二〇
四五二	"	一四・四・三〇
四五三	"	一四・五・一〇
四五四	"	一四・四・三〇
四五五	"	一四・五・一〇
四五六	"	"
四五七	"	一四・四・三〇
十三年災農業用施設災害復旧事業 四五〇一	"	一四・五・三
四五〇二	"	"
四五〇四	"	一四・五・一〇

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
四五 一一三	四五 一一一	四五 一一〇	四五 一一九	四五 一一八	四五 一一七	四五 一一六	四五 一一五	四五 一一四	四五 一一三	四五 一一二	四五 一一一	四五 一一〇	四五 一〇九	四五 一〇八	四五 一〇七	四五 一〇六	四五 一〇五
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	一四・五・一〇	一四・四・三〇	"	"	一四・五・一〇	一四・四・三〇	一四・五・三三	"	"	一四・四・三〇	"	"	"	"	一四・五・一〇	一四・四・三〇	"

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
四五 一一四	四五 一一三	四五 一一一	四五 一一一	四五 一一〇	四五 一二九	四五 一二八	四五 一二七	四五 一二六	四五 一二五	四五 一二四	四五 一二三	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	一四・五・一〇	一四・四・三〇	"	"	"

土地改良事業の工事の完了

次の地区の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成十四年八月十六日

上北地方農林水産事務所長 田 中正之

地区名	県営土地改良事業の名称	工事完了年月日
-----	-------------	---------

第一大豆田	農林漁業用揮発油税財源身替農道整備	平成 九・二・三五
馬洗場	"	一三・七・一九

**公 安 委 員 会**

青森県公安委員会告示第四十二号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定による技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十四年八月十六日

青森県公安委員会委員長 橋 本 昭 一

遊技機の種類	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機	CR踊れ大酋長V	株式会社ソフィア
"	XRファイバーウォンテッドF	株式会社三共
"	XRファイバーウォンテッドJ	"
回胴式遊技機	シェイク	株式会社大都技研
"	エムエスガンダム	テクノコーシン株式会社
"	ハナデンセツ	株式会社オリンピア

"	デジスロ7L	ベルコ株式会社
"	デジスロ7L 30	"
"	デジナナR 30	"
"	テントウムシR 30	"

発行所・発行人 青森市長島二丁目一番一号 青 森 県	印刷所・販売人 青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社
----------------------------------	--------------------------------------

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭